傍聴にあたっての留意事項

１　会場への入場制限

次の方は、横浜市鶴見区地区センター及び横浜市鶴寿荘指定管理者選定委員会の会場に入場することができません。

（１）傍聴の申込みをした傍聴人以外の者
（２）受付時間に遅れた者
（３）人に危害を加えるおそれがある物を携帯している者
（４）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
（５）ラジオ、拡声器、録音機、ビデオカメラ、カメラの類を携帯している者
（６）酒気を帯びていると認められる者
（７）その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

２　傍聴の際の遵守事項

傍聴に際しては、次のことを守らなければなりません。

（１）傍聴人は、横浜市鶴見区地区センター及び横浜市鶴寿荘指定管理者選定委員会又は当該委員会の事務局の指示に従わなければなりません。
（２）会場において、写真等の撮影、録音及び録画をしてはなりません。
（３）委員会開催中は、静粛にするものとし、賛否の表明、拍手、談笑、発言等をしてはなりません。
（４）パソコン、携帯電話、ICレコーダー、その他これらに類する電子機器の使用はできません。
（５）携帯電話、PHS、ポケベル、その他これらに類するものは、音がならないように設定するか、電源を切らなければなりません。
（６）はち巻、腕章の類をする等、示威的な行為をしてはなりません。
（７）休憩時間を除き、委員会開催中の入退室はできません。また、みだりに席は離れ、又は不体裁な行為をしてはなりません。
（８）その他、会場の秩序を乱し、審議の支障となる行為をしてはなりません